

〈令和 8 年度 第 2 回伊賀市高齢者施策運営委員会〉

【開催日時】 2026(令和 8)年 8 月 19 日(水) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

【開催場所】 伊賀市役所本庁舎 5 階 501 会議室

【出席委員】 9 名(山路委員長、平井副委員長、西口委員、南出委員、富山委員、辻中委員、松原委員、中島委員、服部委員)

【事務局】 健康福祉部：川北部長

介護高齢福祉課：古川課長、廣瀬主幹兼係長、松田主幹、城主査、濱田係長、
出山主任

地域包括支援センター：岡本所長、川口主幹兼係長、津田主幹兼係長

＜事務局＞

定刻になりましたので、ただいまから、令和 8 年度第 2 回伊賀市高齢者施策運営委員会を開催します。委員の皆様におかれましては、公私ご多用の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の進行役をさせていただきます、健康福祉部介護高齢福祉課長の古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ですが、以降は着席して進行をさせていただきます。

本日の委員会でございますが、委員総数 15 人中、出席者 9 名、欠席者 6 名です。現在のところ欠席連絡をいただいていない方もおられますので、途中出席があると思いますが、半数以上の出席がありますことから、伊賀市高齢者施策運営委員会条例第 6 条第 2 号の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、はじめに、健康福祉部長の川北からご挨拶申し上げます。

＜健康福祉部長＞

委員の皆様、本日はご多忙の折にもかかわらず、「第 2 回 伊賀市高齢者施策運営委員会」にご出席いただきありがとうございます。健康福祉部長の川北でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

第 1 回委員会では、次期「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定の基礎となります、市民の皆様へのニーズ調査の結果をご報告いたしました。そして、その結果から見えてまいりました課題や、現在の施策における課題につきまして、委員の皆様それぞれの専門的なお立場から、大変貴重なご意見を賜りましたこと、改めて厚くお礼申し上げます。前回の委員会後、皆様から頂戴いたしましたご意見を基に、事務局にて次期計画の方向性と重点施策をまとめた「骨子案」を作成いたしました。この骨子案については、庁内の関係各課で構成する連絡会議にも諮り、施策を横断的に推進するための意見集約も行ったところでございます。

本日の第 2 回委員会では、皆様にご審議いただいた内容と庁内での意見を反映させた、この「骨子案」をお示しし、皆様よりご意見を賜りたく存じます。

本日はだくご意見を踏まえ、計画の具体的な内容を盛り込んだ「中間案」の作成へと進めてまいります。この骨子案の審議は、計画全体の方向性を固める上で極めて重要な段階でございます。

つきましては、委員の皆様には、多角的な視点から、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

本市といたしましても、高齢者の皆様が、住み慣れたこの伊賀市で、いつまでも健やかに、そして安心して暮らし続けることができる社会の実現に向け、実効性のある計画を策定していきたいと考えているところでございます。また、現在、来年度当初予算の編成を進めているところでございます。大変重要な時期でございますので、本計画の策定と歩調を合わせまして、計画に掲げる新たに取り組むべき事業につきましては、財源をしっかりと確保しまして、着実に実行できるようにしっかりと予算化に努めてまいりたいと考えています。大変限られた時間ではございますけれども、本日も活発な意見を頂戴出来ますように何卒お願いしたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

それでは議事に入る前に、議事進行等に関して3点お願いさせていただきます。

1点目は、本委員会の会議は、伊賀市情報公開条例第35条及び住民自治基本条例第6条により公開の会議といたしております。また、審議会等会議の公開に関する要綱第8条に基づく会議録作成のため、音声録音を行わせていただくとともに、同要綱第9条第2項及び第3項により作成した会議録を市ホームページに掲載させていただきます。

2点目ですが、本会議は公開の会議であることから、傍聴者と報道関係者の入室を認めさせていただきます。

3点目に、円滑な会議運営のため、発言の際は、挙手し委員長の発言許可の後をお願いいたします。また事務局員が届けますマイク使用によりご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認させていただきます。

- ・第2回事項書
- ・【資料1】第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（R7年度進捗状況）
- ・【資料2】令和7年度伊賀市地域包括支援センター事業実績
- ・【資料3（抜粋）】骨子案 ※説明用
- ・【資料3（参考）】骨子案
- ・策定スケジュール
- ・委員名簿

の計7点となっています。お手元にお揃いでしょうか。万が一、お手元にないものがございましたら、恐れ入りますがお知らせください。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降の議事進行については山路委員長にお願いいたします。それでは、委員長よろしくようお願いいたします。

<委員長>

改めまして皆さまお忙しい中ありがとうございます。いつもであれば、暑い中、だけで済むのですが、これだけいろんな災害が生じて、今回の計画づくりの議題でもあるんですが、高齢者の方が、何が起こっても安心して暮らしていける地域づくりというものをぜひ力を入れて作っていかないといけないのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。それでは、事項書に基づき、進めさせていただきます。時間が限られていますので、議事のスムーズな進行に委員の皆様のご協力をお願いいたします。座って失礼いたします。

それでは、議事Ⅰ「第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

失礼いたします。介護高齢福祉課の濱田です。

それでは、【資料Ⅰ】「第7次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（R7年度進捗状況）」をご覧ください。

本資料は基本目標Ⅰから4までを順に綴じており、右上部に【資料Ⅰ】の表示とその隣に基本目標Ⅰ、2、3、4と表示しています。シートは両面になっているものもございます。基本目標ごとに折り目をつけておりますので、順にご覧いただきますようお願いいたします。

まずは、基本目標Ⅰです。Ⅰ番左に基本目標の内容である「住み慣れた地域で暮らし続けるために」と記載しております。資料のページ数は、両面でⅠから5ページまでとなっています。資料に記載している「頁（ページ）」は、「伊賀市高齢者輝きプラン（冊子）」のページ数を記載しています。

それでは、Ⅰ枚目の裏面をご覧ください。資料2ページの（4）の取り組みである「地域ぐるみの高齢者支援の推進」を〔基本目標Ⅰ〕では重点施策としており、番号①～④の施策により、基本目標の達成に向け、地域の関係機関・事業者等と連携し、高齢者の見守りと早期発見、在宅生活の安心確保を進めています。

その中で、介護高齢福祉課で取り組んでおります、①「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実です。このネットワークは、保健・医療・福祉・介護に加え、商店や金融機関など幅広い関係者による会員登録があり、地域全体で重層的な見守りを行うことで、高齢者の孤独死や認知症による行方不明を未然に防ぐことを目的とした仕組みとして運用しています。民間事業者の方に見守り協力員となっていただき、日々の業務や生活の中で高齢者の方の異変を早期に察知していただき、市や関係機関へ迅速に通報していただくなど連携し、必要な支援に繋がっています。登録会員には事業の手引きや会員シールを配布するほか、高齢者福祉に関する講演会や認知症サポーター養成講座などの案内を定期的に情報発信し、見守り体制の維持・向上に努めています。

令和7年度には、登録事業者の廃業・統合状況を整理し、ガイドブックや会員シールを再配布して改めて協力依頼を行いました。今後は、会員減少と情報共有の課題に対応するため、会員向け研修の実施や新規事業者の参入を促進し、支援体制の充実に努めていきたいと考えています。

次に、同じページの下の方を見ていただきまして、④番の「緊急通報システムの利用促進」についてです。この事業では、一人暮らし高齢者の安全と安心の確保のため、緊急通報装置の貸与を行い、「緊急対応」、「健康相談」、「お元気コール」、人感センサーによる安否確認を実施しています。これまでの課題として、制度を本当に必要とする高齢者本人やその家族に届く周知方法の工夫、また利用要件の見直しを進める必要があります。

令和7年度は、包括連携協定事業者・民生委員等との連携や、HAZARDONアプリの活用などにより周知を強化しました。利用要件については、これまでは、協力員として原則3名としていましたが、事業者との協議のうえ、1名でも可としました。その結果、年度末の設置台数は過去3年の実績と比較しても大幅に増加し、211台となりました。

今後も、より効果的な周知を継続し、対象者に限らず市内全域に本事業を広く知っていただけるよう取り組むとともに、在宅生活の安心を支える体制づくりを進めていきます。

続いて、基本目標2「いきいきと活動するために」をご覧ください。資料は両面刷り1枚、2ページで整理しております。

まず、表面1ページに記載の、(1)「健康づくり・介護予防施策の充実・推進」が重点施策となります。

この基本目標の達成に向け、番号①から③の施策を通じ、健康増進事業や生活習慣病予防、フレイル対策を進めております。

その中で、保険年金課が担当する②「生活習慣病の予防および重症化予防の推進」と、③「フレイル対策、重症化予防の推進」についてご報告します。

この事業は、これまで医療保険制度ごと、また介護保険制度との間で分断されていた保健事業を一体的に実施し、効果を高めることを目的に開始したものです。

現在は、地域包括支援センターの保健師とも協力し、健診データやレセプトデータの分析から対象者を抽出し、事業内容を組み立てております。はじめに、令和7年度の進捗状況です。取組は大きく2つの手法で実施しています。

1つ目は、ハイリスクアプローチです。これは、特に支援が必要な方を対象とした個別支援で、「低栄養予防」「口腔機能の低下予防」「糖尿病性腎症重症化予防」など5つの分野で取組を実施し実指導者数は75名となりました。

2つ目は、ポピュレーションアプローチです。これは、地域全体への働きかけを目的としており、保健師、栄養士、歯科衛生士が地域の「通いの場」に出向き、フレイル予防や生活習慣病予防をテーマとした健康教育を68回実施しています。

令和8年度の実施として、ハイリスクアプローチでは、現在の5つの分野の実施に加え「身体的フレイル」の分野についても取り組むとしており、ポピュレーションアプローチでは、引き続き地域の「通いの場」での健康教育を実施していくとしています。

続きまして、基本目標3「認知症になっても安心して暮らすために」の施策についてご報告します。こちら資料は両面刷り1枚、ページ数では1ページから2ページとなっております。裏面2ページ目に記載の、(4)「認知症バリアフリーの推進」が重点施策となります。この基本目標の達成に向け、施策番号①と②を通じ、認知症になっても安心して暮らし続けられる「ともに生きるまちづくり」を推進しております。

その中から、介護高齢福祉課が担当する①「認知症の人とともに生きるまちづくりの推進」についてご報告いたします。まず、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「伊賀市あんしん見守りネットワーク」により、地域の民間企業等と連携した見守り体制づくりを行っています。日常の業務の中での“気づき”を、早期の通報や支援につなげることで、認知症のある方も含め、地域全体で見守る体制の維持・強化を図っています。こちらにつきましては、先ほどご報告させていただいた内容となります。

次に、認知症等の理由により行方不明になるおそれがある高齢者に対して、GPS機能付き端末の貸出しを行うとともに、初期登録費用等の助成、および「見守り安心シール」の交付を行っています。これらにより、万一の際の早期発見につなげるとともに、認知症高齢者を地域全体で見守る体制づくりと、ご家族の不安軽減を図っています。令和7年度末時点の利用状況は、GPS端末の貸出が13人、見守り安心シールの交付が25人です、うち7人はGPSとシールを併用しています。また、GPS端末の利用にあたっては、初期登録費用等の助成もあわせて実施しています。周知については、地域包括支援センター等と連携し

ながら、制度の周知啓発を行いました。今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、制度を必要とする方やそのご家族に情報が確実に届くよう、市民および地域で支援に関わる方々への情報提供を、さらに強化していく必要があります。

失礼いたします。介護高齢福祉課の廣瀬です。座って失礼いたします。続きまして基本目標4「介護が必要となっても安心して暮らすために」の施策についてです。

こちらの資料は片面刷り1枚の1ページのみとなっております。一番下に記載の(6)の取り組みの「介護人材の確保と資質の向上及び介護現場の生産性向上の推進」を重点施策とし、基本目標の達成に向け、介護人材の確保・定着支援として制度を構築するために取り組みを進めております。その中で、介護高齢福祉課で取り組んでおりますこととして、令和7年度については、他自治体における支援対策の情報収集を行うとともに、居宅介護支援事業所に対してケアマネジャー向けのアンケート調査を行いました。またあわせて計画策定に伴い実施するアンケート調査の項目に、今回から「介護人材実態調査」を加え、各事業所及び従事する職員から回答をいただきました。アンケート調査結果の詳細につきましては、前回の委員会におきまして、調査結果報告書をご審議いただきましたので、本日のご説明は割愛させていただきますが、やはり人材が充足していると言える状況ではございませんでした。介護人材確保や定着に係る支援が必要なが改めて分かりました。

令和8年度はそれらを踏まえ、新たに「介護人材確保及び定着に係る支援金事業」を開始しました。まずはケアマネジメントの核となる介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格取得や資格更新費用に対して支援を行い、負担軽減を図ることで介護人材確保及び定着につなげたいと考えております。また、あわせて事業実施による効果等について検証を行い、今後の取り組みにつなげていきたいと考えております。

また、伊賀白鳳高校の生徒を対象に市内の社会福祉法人、介護サービス事業所の協力を得て介護現場の仕事を紹介する出張授業を行ったことに加え、2026年1月13日には、同校と連携して介護福祉教育発表会を開催し、高校生の視点から福祉人材確保方策を発表してもらいました。令和8年度も引き続き出張授業を行うほか、他の高等学校、中学校等に向けた啓発についても取り組みます。

また、Instagramを活用し情報発信及びSNS相談をさらに活用し、若い世代にも関心をもってもらえるような取組みを継続するほか、直接介護現場に触れて頂けるような啓発活動なども展開し、多くの方に興味を持ってもらえるように取り組んでいきます。

基本目標1～4までの報告は以上となります。

<委員長>

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

<副委員長>

今回は他の委員会へ出席のため欠席となり失礼いたしました。

説明ありがとうございました。数点説明させていただきたいと思います。まず基本目標1の2ページ、「高齢者あんしん見守りネットワーク」会員の登録件数についてです。これはとっても大事なんですが、件数だけではなくて、異変をどれだけ発見されたかという件数を出していただけると良いのではと思います。登録者数というよりは、どれだけ発見で

きたかということ、もう一度皆さんにフィードバックすることによって意識化していただきやすい、やって良かったなと伝わりやすいので、是非「これだけの件数発見された」「安心に繋がりました」ということを出していただくといいのではないかと思います。それから、同じような発想ですが、緊急通報装置の設置台数についても、他ではあまり取り組まれていないようですが、伊賀市では取り組まれて効果を出されていると思います。そういう意味では、緊急通報装置がどれだけ動作したかの件数を、数値として把握された方がいいのではないかと思います。またそれを市民の皆さんにフィードバックすることで、それだけ安心ならば付けようかということになるのではないかと思います。あと、介護人材の確保で、資料1の基本目標4のところで、これも制度が始まって間もない頃ですが、助成件数を出していただけたらと思います。あわせて、どうやって調べるかは課題がありますが、新規就労数がどれだけ人材の確保に寄与したかという評価がしやすくなるので、数値も上げていただくといいと思います。以上です。

<委員長>

事務局どうですか。

<事務局>

ありがとうございます。今、副委員長からお尋ねいただいた、まず3点あるうちの2点、「高齢者あんしん見守りネットワーク」についての状況のフィードバックということですが、今おっしゃっていただいたとおり、前年度、登録事業者の整理をさせていただいた上で、年間にネットワークを利用しての対応というの、あまり進めてこれなかったところがあります。今後同じような内容は継続しますが、その見守りを登録者の方にどれだけ協力いただけていたかということについては、今の段階ではこちら側に届いていないということもあり把握できていない状態ですので、その辺りについて今後どのように把握していったら良いか考えていきたいと思います。緊急通報システムについても、業者の方から実際に緊急に繋がったものであるとか、普段のお誕生日コールなど、ご本人から通報があった件数はすべて件数が上がっており、詳細な内容は委託側として報告内容の確認が取れている状況ですので、その中でこういった声があるとか、このような状況があるとかを、何らかの形で皆さんにお伝えさせていただけるように考えていきたいと思います。ありがとうございます。

補足ですが、今の緊急通報装置の稼働状況ですが、この資料には年度末の数字だけですが、業者からの報告では、実際、R6年度では安否通報については、延べ590件、R7年度では延べ960件ということで、件数が増えています。緊急通報についてもR6年度で延べ6件、R7年度で延べ8件、救急出動についてもR6年度は延べ5件、R7年度で延べ10件と増えています。必要とされる方には何らかの形で寄与していることが数値にも表れており、必要な制度だと思っております。

あと介護人材の事についてですが、これまで数値として出せる取り組みがなかったので、指標としては設けていなかったのですが、改めて今年度からは事業として取り組みますので、実績数は挙げさせていただきたいと思います。また、新規就労者について、居宅介護支援事業所のケアマネとなると、市が所管している事業所になりますので、人数等把握できますので、把握できる範囲内で数字を出させていただくことができるかなと考えております。

<委員長>

ありがとうございます。私の方から事務局の補足などもお聞きして思ったことですが、量的なところではなく、会議の時に実際にネットワーク会員から意見をもらうとか、実際緊急通報された方から、これがあって安心だったとかいうような生の声を、質的なデータがあれば。アンケートなどは高齢者なのでなかなか難しいと思いますが、どこかで声を聴くこと、会議の場などで是非積み重ねていただいて、量的なものだけでなく、実際に使われた方の、この3つについて全てそうなんです、使われた方の声を残していただくような形でされるといいのかなと思います。ケアマネさんの助成についても、実際に使われた事業所や研修を受けた方が、例えばこの助成金があったから受けたいと言いやすかったとか、そのような声が上がってくると予算が厳しい中で残っていく確立というのは高くなるのかなと思うので、数字的なものだけでなく意見とかも是非、さまざまな場面で吸い出すような工夫をされて残していったらいいかなと思います。

<事務局>

ありがとうございます。窓口で申請を出される時にそのような声を聞かせていただくとか、利用者へのアンケートなどで生の声を聞かせていただくと、予算的なものもつく理由になりますので、これからも続けていきたいと思います。人材確保の補助金についても、新規取得の補助金を新設させていただいたのですが、実際国の方ではケアマネの資格更新が無くなるような動きもありますので、検証した中でバージョンアップするとか、新たなヘルパー資格の更新や新規取得であるとか違う人材確保の部分についても検討していきたいと考えています。

<委員>

私も民生委員として、この緊急通報装置についてはお聞きしたいと思っていたところです。みなさんかなり問題視されていますが、この211台というのは累計ですね。

<事務局>

お亡くなりになられたり、施設に入られたりした分についてはプラス、マイナスされた数です。

<委員>

実際設置された方がこれだけですよね。令和7年だけではないですよ。私からするとこの台数は少ないかなと思っています。民生委員だけで311名。昨年12月に一斉改選で、3分の2が新しく入られました。ざっくり200名程が変わられたわけで、私は東部地区ですが、これは絶対必要なものであると思って、介護高齢福祉課の方に来ていただいて研修をやったわけなんです。それで、民生委員が一人暮らしの方を抱えているわけですので、必要な方に勧めていただくということでやりました。こちらの方も、「さらなる利用者の拡大のために推進を」となっていますが、どのような形で推進しているのか。民生委員が一番関わりが強いものだと思うので。民児協に行ってPRしてもらいたいかなと思うのですが、私は来ていただくのが良いと思い実施しましたが、そういったことをしていこうと思われているかどうか。実際、訪問した時に不安そうなので、これを勧めて設置されたら非

常に元気になって不安が無くなったと喜んでくれています。言葉では書いてありますが、もっと勧めていただきたい。10年程前は、NTTの固定回線のみであったところから、回線が増え、今では携帯回線も使えるようになった。非常に利用する範囲が広がっている形になっているので、それなのに累計が少ないなど。民生委員1人1台申請しても300を超える訳ですから。今日、また申請書をもらって帰ろうと思っています。4台目か5台目位になると思っているので、もっとPRしてもらわないと。これは本当に喜ばれますよ。不安が無くなったと言って。是非もっと進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それと、もう一つは、何かあった場合、委託業者から電話が入るんですが、これを不安視される場合があって、大丈夫ですよともう少し強く言っていただけるといいなと思いました。以上です。

<事務局>

ありがとうございます。民生委員さんには日頃から大変お世話になっておりまして、いつもチラシの配布を、民生委員さんに事業を知ってもらうために総会等を通じてお願いしているところです。今年度も改選で委員さんが変わられたタイミングで、こういうのがあるのなら是非ということで、その後かなりの問合せをいただきました。窓口にも、申請書を取りに来ていただいた際に、お願いさせていただいていましたが、係としても、説明に来てほしいと言っていただいたら行かせていただく事はできますので、申し込んでいただいて行かせていただくという形をとっています。在宅の方が必要で安心していただけてではなく、家族の方にも安心していただけるとということで、前年度であれば「Hazardon」というものを通じて、こういう通報装置がありますよということをお伝えし、それについてもかなりの反響があり、問い合わせが増えたような状況ですので、また新たにこういった形で、実際にこの機器を必要とする方が、どういうタイミングで知れるかというところから、定期的な周知啓発についてはもちろんですが、それに加えて今後こういったやり方がいいということを考えていきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ご本人や家族というよりも支援される方にPRするというのが、一番必要な時に必要な支援ができると思いますので、いろいろ工夫をして、知らなかったとか、もう少し早く知りたかったというようなことの無いように考えていきたいと思います。

<委員長>

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

<委員>

人材確保のところで、Instagramの活用というところで、参加させてもらっていますが、これって法律的なものなのか伊賀市の独自の考え方なのかわかりませんが、フォローバックができないというところで、なかなか広がりにくい感じなので、登録者数がなかなか伸びないというか。知っている人だけがアクセスをして、見るのが関係者だけがフォローしてしまい、内輪盛り上がりだけで終わってしまうみたいなどころがあるので、他の行政で盛り上がっているところがないとか、行政的なハードルがあるなら何か回避する方法がないとか考えてもらって、登録者数を増やすというのをまず考えてもらったらと思います。よろしくお願いします。

<事務局>

ありがとうございます。Instagramの運用については内規を定めさせていただいて、その中でルールが決まっているのですけれども、当然広く発信ができない事にはせっかくの投稿も広まっていけないと思いますので、他のところを参考に内規や見直せるようなところがありましたらフォローバックできるように見直していきたいと思います。

<委員長>

ありがとうございます。せっくなので活用ができる形に、また今後も進めていただけたらと思います。

ほかいかがでしょうか。

では時間の都合もありますので、次の議事に進めたいと思います。

議事2「令和7年度地域包括支援センターの実績報告について」事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

いつも大変お世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2「令和7年度地域包括支援センター事業実績」をご覧くださいと思います。ボリュームが大きく16ページにわたります。縷々数字を申し上げていくと時間がかかりますので、1番から10番まで地域包括支援センターの運営指針に基づく大きな項目となっていますので、それに基づき概要と傾向を簡単にご説明させていただきます。

資料2、3ページをご覧くださいと思います。地域包括支援センターですが、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士と事務職員ということで、現在、所長以下43名の職員で運営しています。管轄エリアにおきましては、地域福祉計画と介護保険計画に基づきます第2層の地域包括ケア圏域ということで2つのサテライト、それから中部のセンターという3つの営業エリアで運営しています。業務につきましては3つのセンターが同じことを実施しています。まず2ページの1番目の総合相談事業といたしまして、こちらが地域包括支援センターの1丁目1番地の事業かなと思っています。市民の方から寄せられる様々な福祉課題に対する福祉課題について高齢の分野はもとより、障がい、子ども、貧困等々の相談について、関係部署に繋ぐと共に関係のない部分についても伴走支援を共にやっていくというのが基本的な流れとなっています。数字につきましては、相談件数約5,500件ということでかなり近年増えてきています。相談内容につきましても、介護保険サービス、医療に関することが多いです。それに加えて、家のこと、お金のこと、虐待に関することなども増えてきています。実件数は1,100件余りということで、昨年とあまり変わらないですが、延べ件数が増えているということは、やはり1つのケースで、支援者間でやり取りする件数が増えているということで困難ケースが増えていることで、お互いキャッチボールの回数が増えてきているという分析もできるかなと思っています。特に最近は高齢だけでなく家庭の中で、母親が認知症、子どもさんが精神障がいなど、複合的な状況であるとか、働けないことで収入がないなど、複合的なケースが増えていると共に、介入したくても本人が、頑なに拒否をされたり病識がないなど、これまで劣悪な環境でお住まいされてきて環境に慣れてしまい、セルフネグレクトとなって介入を拒む方が増えてきているなどで支援が難しい状況になっています。

それから2番目の権利擁護事業ですが、主に後見業務の申立て支援、あるいは虐待に関する対応となっています、虐待の件数については3ページのような数字になっています。これを多いか少ないかという見方もありますが、虐待通報につきましては毎年同じような件数で入ってきています。これは支援者や事業者の中でも、虐待に対する意識がかなり高くなってきているというように捉えていて、ちょっとこれはまずいなと思ったらすぐに通報していただいているということで、制度としては定着してきていると考えています。通報は、接する機会の多いケアマネやヘルパーからが多くなっています。虐待認定では、頭をたたいたとか暴言を吐いたとか、身体的あるいは心理的が多い状況で、男女別で見ますと、女性が被虐待者で配偶者から頭を叩かれるなど、同居される子供からの虐待など傾向ではそのような形になっています。4ページを見てくださいと、虐待を行った者の内訳などを記載しています。事業所において従事者からの虐待認定はありませんでした。

次の5ページです。3番の「包括的継続的ケアマネジメント支援事業」ということで、いわゆるケアマネの資質向上として研修を実施しています。昨年度としましては、いろんな福祉制度が絡んできます。例えば、生活保護制度であったり、養護老人ホーム、障がいサービス、認知症、最近言われているACPいわゆる人生会議と言われているものです。それに対する研修を実施いたしました。

6ページにつきましては4番として「介護予防ケアマネジメント事業・介護予防支援事業」といわゆる要支援者への介護プランの提供の件数です。年間を通して、15,000件のプラン運営をしています。このうち月平均で言いますと、約1,200件の管理をしております、直営の地域包括支援センターでやく1,000件、200件余りを各居宅支援事業所へ委託という形でお願いさせていただいております。なお、令和6年度から国の制度改正により、これまで委託事業だけだったものを、居宅事業者の方でも指定を取る事で独自でできるようになりましたので、市内では4事業所が指定をとっていただいています。5番目の地域ケア会議でございます。様々な地域課題の抽出や、全市共通で共有したい事項を地域に出かけて民生委員などから様々な事例をいただき協議をいたしました。特に昨年度は、地域福祉計画策定の年でありましたので、それに向けての様々な意見をいただきました。

それから7ページ、一般介護予防事業でございます。介護予防に関する研修であるとかリーダー養成を保健師が中心となって進めさせていただいております。最近介護予防の出前講座も各地域からたくさんお申し出をいただいております、介護予防だけでなく健康増進であるとか熱中症予防などの話題も併せて提供させていただいておりますし、特に健診の勧奨であるとか、結果をお伝えする場としても活用させていただいていると聞いています。7番は認知症の総合事業として、小学生への研修やキャラバンメイトとの共同事業、認知症の啓発事業など、保健師だけでなくケアメイトと一緒に事業を展開させていただいております。10ページですが、認知症の人と介護者への支援ということで、名張市との共同事業として、月替わりで認知症家族の方に寄っていただき、思いなどを語っていただくような場を毎月開催しています。日頃の介護の困りごとや自身の家族の心情を語っていただいて、いろんな思いを皆で共有するという場になっています。

11ページでは、認知症カフェの実施状況、啓発の関係について記載しています。

12.13ページですが、先ほどの事項にもありましたが、保健事業と介護事業の一体的事業として、昨年度は電力スマートメーターを用いた介護予防ということで、お家での電力メーターを活用し、フレイルが疑われる方を対象に訪問させていただく事業を展開しました。参加者数は約200名あまりで、フレイルが疑われる方を訪問させていただきました。

が、的中率があまり良くなく、これはフレイルとは言えないなというケースもあったため、今後システム改修を来年度に向けて中電さんに検討していただいているところです。

14.15 ページ最後ですが、今年度から記載しています。特に 14 ページ 1 番で、「頼れる身寄りのない方の連絡先確保の取り組み」ということで、入院入所の際に緊急連絡先などがないということで、入院入所に結びつかないことも過去にはありました。後見制度が使える方は、後見人がいたらいいのですけれど、認知機能は大丈夫だがお金がないという方が制度の狭間となっていたので、そういった方に対するアプローチができないかということで、行政書士の全国組織であるコスモスサポートセンターと国内で初めて契約締結させていただき、今現在モデル的に 1 つのケースの展開をしています。今年 2 月から始めていますが、プラス 3 ケースご相談いただいていますので、今後増えると思われますが、モデル事業ですので、また今後検討していきたいと思っています。2 番ですが、移動困難者対策いわゆる公共交通の狭間と言いますか、移動の問題というのが大きくなってきていますので、そのあたりの今後の展開についていろいろ検討を行っているところです。

3 番は先ほど出ましたインスタの関係です。拡張の仕方については課題と考えていますので、また検討させていただきます。

最後に 5 番ですが個別避難計画については社協にもご協力いただきながら展開させていただいています。今年度からモデル事業は終わりました、全市展開ということで、今年度 6 地区から手を挙げていただいていますので、現在事務を進めているところです。簡単ではございますが以上でございます。

<委員長>

ありがとうございました。具体的な内容についてご報告いただきました。事務局からの先ほどの運営報告について、皆さんから何かご意見ございますか。

<委員>

2 点ほどお聞かせください。権利擁護についてですが、包括では子供の虐待は扱っていないのですか。

<事務局>

子供の虐待は子どもの育ち支援課になります。

<委員>

わかりました。あともう一点。15 ページの 5 番です。個別避難計画のところですが、「災害時要援護者名簿」これは当初これでやりましたが、当時 2 万人を超えて、非常に元気な人も含まれていたもので、要介護 3 以上、障がい者も重度の方で 4 千人程に絞るということで、実際には 2,600 人弱になったのですが、名前が「避難行動要支援者名簿」というように変わっているはずなのですがどうでしょうか。

<事務局>

表記が古い名前となっていました。

申し訳ありません。

<委員長>

他はいかがでしょうか。

それでは、議事3に移ります。「第8次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の骨子案について」事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

失礼いたします。介護高齢福祉課の松田です。議事の3つめになる第8次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の骨子(案)についてご説明いたします。なお、骨子(案)については、全部で50ページ以上に渡りますので、説明につきましては「資料3抜粋」に基づいて行います。よろしくお願いいたします。なお、説明に先立ちまして、本日は本骨子(案)の内容について協議いただきたく、フォントの統一であるとか、細かい誤字脱字等については、中間(案)を作成していく過程において全体を通じて校正を行う予定としておりますのでご了承ください。また、本日の説明については、現計画との変更箇所について主に説明させていただきます。

まずは第1章です。この章における変更箇所については、4ページをご覧ください、5の「本計画のポイント」についてです。これは国が提示する基本指針に基づくものとなり、今回の見直しのポイントは大きく3つあります。1つめが「介護サービス基盤の計画的な整備」で、2040年を見据えた中長期的な推計を実施することや医療・介護連携の強化になります。2つめが「地域包括ケアシステムの深化」で頼れる身寄りがいない高齢者への対応や認知症基本法等に基づいた取り組みの推進になります。3つめが「介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等」になります。また、これら3つの事項については、記載を充実する事項も示されており、本計画もこの基本指針に基づいて策定いたします。

次に第2章です。この章における変更箇所については、7ページから12ページをご覧ください。伊賀市の高齢者を取り巻く課題です。ここでは、現計画のふりかえりを行いました。このふりかえりについては、当課のみならず関係各課の取り組みにつきまして、議事の1つめで説明した計画進捗シートによる報告や、計画策定のために今年度新たに関係各課に実施したヒアリングシートの内容に基づいてまとめています。次期計画はこの現計画のふりかえりを基に策定したいと考えています。

次に、第3章です。この章は本計画の基本的な枠組みとなる部分で、項目としては計画の基本理念や基本目標、今後の伊賀市における重点施策、日常生活圏域と地域包括ケア圏域の設定、計画の体系の5つについて記載しており、項目については変更していませんが、内容については全般的に変更しております。

順に説明してまいります。13ページをご覧ください。基本理念については、伊賀市がめざすべき高齢社会の姿であることから、これまでからの基本理念を引き続き踏襲いたしますが、2040年に向けた現役世代の急減という社会情勢も鑑み、基本理念の達成に向けては、後で説明する基本目標につながるように、4つの視点を重視して取り組みを進めたいと考えております。

続いて、15ページから19ページをご覧ください。基本理念を達成するために必要と考えている基本目標についてです。こちらについても大枠としては引き続き現計画から踏襲いたしますが、先ほども説明しました基本理念に記載した4つの視点を踏まえ、副題を変

更してより実態に即した基本目標として再設定いたします。副題についてはそれぞれの基本目標の下にある文言を参照ください。

また基本目標については、構成について変更いたしました。これまでは課題やめざす方向性などを合わせた形で記載しておりましたが、本計画から、それぞれの基本目標について、まず「現状と課題」はなにか、そしてそれに対してどのような「方向性」で取り組んでいくか、さらに第3次総合計画や第5次地域福祉計画に照らし合わせ、目標達成に向けて「自助・互助」「共助」「公助」を明確にし、持続可能な高齢者福祉を推進するために、市民・地域・行政のそれぞれがどのような役割を担うのかについても記載しております。それぞれの基本目標ごとの「現状と課題」「今後の取り組み方針」「役割」については記載のとおりです。

次に20ページをご覧ください。今後の伊賀市における重点施策です。前述の基本目標を達成するために必要なことを考えて、それぞれの施策の方向性を定めますが、その中でも重点的に取り組むべき6つの施策について記載しております。こちらについては、前回の高齢者施策運営委員会に諮り、頂いたご意見を反映して記載しております。いくつか主なものについてご説明いたします。まず前回の委員会の場で、認知症については予防だけではなく、「認知症になっても安心できる社会の実現」や「共生」ということを重視して欲しいというご意見がありました。そのために、基本理念で示した4つの視点やそれに基づく基本目標3のサブタイトルを「認知症への理解と早期対応を推進し、誰もが尊厳を持って共生できる地域を構築する」にしました。そして、21ページの5つ目の重点施策でも「認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めていく」ということを記載いたしました。また、「身寄りがない」という文言についてもご意見をいただきましたが、検討をさせていただき、国の指針と整合性を保つために「頼れる身寄りがない」というように修正させていただきました。そして、それぞれの重点施策がどの基本目標に紐づいているかも記載しております。その他内容の詳細については記載のとおりになります。

続いて、22ページをご覧ください。日常生活圏域と地域包括ケア圏域の設定です。これまでから定めていた9つの日常生活圏域については引き続き踏襲いたしますが、変更箇所としては、地域包括ケア圏域の考え方について、上位計画である地域福祉計画との整合性を図っております。

最後に23ページをご覧ください。計画の体系です。本計画は、達成したいめざすべき姿を基本理念とし、そのために何をすべきかを逆算して考えたものを基本目標として設定し、そして、基本目標を達成するために必要となる施策の方向性について、さらに逆算して考えるというロジックモデルの手法を取り入れており、それを表したものがこの体系図になります。内容的に、現計画から引き続き踏襲する部分もありますし、新たに取り組んでいくものもありますが、文言については現状や今後の取り組み内容に即して変更しています。それぞれ 基本目標1には重点施策3つを含めて7つの施策の方向性を、基本目標2は重点施策1つを含めて3つの施策の方向性を、基本目標3は重点施策1つを含めて4つの施策の方向性を、基本目標4は重点施策1つを含めて5つの施策の方向性を設定しております。今後はそれぞれの施策の方向性についての具体的な内容について検討し、中間（案）としてお示しいたしますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

<委員長>

ありがとうございます。

今回の会議のメインとなるものですので、先ほどの説明について、皆様からご意見ご質問をお願いいたします。

<副委員長>

ご説明ありがとうございました。今伊賀市が抱えている、これから遭遇するであろう課題というのは非常に多いと思います。特に一人暮らしの方が増えてくる、それから孤立、孤独の問題、更には支援拒否、先ほども出ていましたがそういった人が増えてくる。更には引きこもりの問題、これは、若い人の引きこもりではなくて高齢者も含めた引きこもりの人たちが増えてくるであろうと。その結果として、危機対応が困難になる。災害時の対応や自分自身の介護の必要性への対応だとかそれはフレイルとも関わる話ですが、そういうことが考えられる。それから、社会的な課題と相談体制に関する課題、包括支援センターを始めとして相談体制を樹立しようとしていただいておりますが、なかなかアプローチが難しいという中で、どうしていくかという課題があると思います。それから、先ほどもありましたが、そういったことに対応する人材をどう確保していくか、当然専門職は必要ですし、それだけでなく主体的に住民の皆さんに参加していただくことは、決定的に大事です。そういう主体的に参加していただくための専門職も必要です。そういうことを考えると恐ろしいなという風に思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

<事務局>

いろいろご提言いただきありがとうございます。おっしゃっていただいた内容について、例えば高齢者の引きこもりや孤立に関しては、この体系図を見ていただくとわかりやすいと思うのですが、例えば基本目標Ⅰ(5)のところでも、こちらとしても課題と考えており、施策の方向性としても盛り込んでいきたいと考えております。そのほかの項目につきましても、施策の方向性の中でこれから具体的な内容を考えていきますので、いただいたご意見を基に、内容の方を考えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

<副委員長>

ありがとうございます。これから考えないといけないのは、課題が増えてくるのに担い手が足りない、担い手が少ない中でいかにその課題を解決していくかを考えると、一人一人が複数対応できないといけない。今までのように、伊賀市の場合、地域包括支援センターでは高齢者のみならず子供も含めて相談に乗っていただくという対応をとっていただいているので良いのですが、むしろ、制度の枠組みを超えて困りごとに対応していくという風にしないとたないと思います。是非、地域福祉計画を基本に進めて行っていただいているとそこは間違いないと思いますが、介護高齢の分野でも、こういうことを考えていけないといけないのではないかと思います。以上です。

<委員長>

今日は具体策まではいかない、また皆の意見をどう具体的にしていくかは、次の会の時に意見を出していただくということによろしいでしょうか。

あと皆さんからどうですか？

<委員>

全体的な話ということで、あまり細かい事は次回ということですね。

<事務局>

今回、委員のご意見を聞いた後、と言いますか同時並行で行っているのですが、今各課で、紐つく施策の照会をかけているところです。横串を刺していける分野の事業についても次期計画に乗せていくため、部を跨いで回答をいただいているところです。そこで出てきたものについて、次回中間案としてご意見いただきたいという風に思っています。

<副委員長>

市民の皆さんにいかに主体的に参加していただくかというところは、本当に決定的に大事だとは思いますが、そこについては、今いったい何が課題で、市民として何ができてどういう役割が期待されるのかということを、出来るだけわかりやすく伝えるということが本当に大事だと思います。もっとわかりやすく言うと、関心を持っていただくということかなと。そういうことをいろんな所で取り組んでいかないと、こうした課題を解決できないのではと思うのです。是非、そういうところに焦点が当たるような施策展開をしていただくといいのではないかと思います。

<事務局>

すいません。先ほどの説明でも触れさせていただいたのですが、今回の計画から、「自助」「互助」「共助」「公助」というのをはっきりさせるというか、お互いがどういった役割でやればいいか、行政だけがやればいいという時代ではないので、市民の役割、地位の役割、行政の役割というのをはっきりさせていただきながら、それぞれ協力し合って支え合う体制を作っていくというのを踏まえて、基本目標の方にはそれぞれの役割をどういったこととするのかって言うことを記載しています。計画を策定し推進していく段階におきましてもそういったところをはっきりさせながら計画の策定後の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

<委員長>

ありがとうございます。私の方からも質問なんですが、この後の計画づくりの予定とかこの後にあるんですけど、先ほど市民の方に関心を持っていただく事が大事だという意見がありましたが、この計画づくりに、どのように市民の方に参加をいただくかっていうのを教えて欲しいのですが。

<事務局>

この計画に限らないのですが、計画を策定するためにパブリックコメントを実施させていただきます。それは、中間案が出来た後、議会に説明しパブリックコメントをとる中で市民の方の意見を頂戴するということになっています。パブリックコメントを募集する際に広く周知をするということを検討させていただいて、より多くの方に見ていただいてご意見いただけるような形で考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

<委員長>

私もいろんな計画づくりに入らせていただいておりますが、パブリックコメントってかなり感心のある人が出していただいている、パブリックコメントがゼロというような計画も、他の市町にはあつたりします。私が思うには、パブリックコメントという通常のやり方ではなくて、ちょっと作戦的な感じで、市民を巻き込むというところでは、作成したものに意見をもらうという消極的な意見のもらい方ではなく、計画を作りたいので、ワーキング的な、今ある組織などを巻き込むような、例えば民生委員の会議などで、もっと積極的にこの計画に入れるにはどんなアイデアがありますかと、みんなから意見を出してもらい、行政が作った計画ではなくみんなで創ったという計画になるような仕掛けがあると、先ほどの意見のように、作る段階から巻き込みがあつて、計画が出来た時に自分たちがやるということを前提に、うまくいくんじゃないかなと思つたりします。

<副委員長>

実は地域福祉計画はそういう作り方をしている、39の住民自治協議会ごとでワークショップを行い、住民の皆さんが主体となつていろんな話をして、わが町をこうしていきたいという話ができた。今の地域福祉計画を基に今の介護高齢の計画が出来ていくというスタイルです。今回もワークショップが出来ればいいのですが、これがなかなか大変なんです。ですので、おっしゃっていただいたように、今日お越しの皆さまは、何らかの組織に所属していらっしゃる。それぞれのところでこの輝きプランについて考えてみようよという時間をとっていただいて、我々だとかいうことが出来るのではないかとということを提案していただく事ならできるのでは。そういう中で、自分たちの提案であればやらないといけませんから、そうされるのがいいのではないかと思います。

<委員長>

全部でなくていいので、関係しているところ、例えば、認知症家族の会だと認知症の事をやっていたいただいているので、計画の中の認知症に関わるところを、話し合いの中でテーマとして伊賀市の計画策定についてどう思うとか、1回でも2回でもいいので意見をいただくような場があるともう少し広がりがあるのかなと思つたりするのですけれど、出来そうな気がしませんか。

<委員>

認知症基本法で定められているのは、認知症の人たちの施策を決める時は、ご本人や家族さんが必ずそこに入って決めると言われているので、そこはやっぱり必要なとは思いますが。名張市ではそれをやろうとしてワークショップなどもやられているので、そういうことも参考にできるかなと思つてはいるのですけれども。やっぱり自分たちのこととして考えていかないと、なかなか興味を持てないですね。それは必要だと思います。

<副委員長>

後で説明があると思いますが、このスケジュールを考えると、なかなか難しそうだなとは思いました。とはいえ、計画を作ると同時進行でそういう動きをしていくというのは可能ではないでしょうか。当然議会で承認をいただいて動き始める、しかも今回は介護報酬

改定なども含まれておりますから、計画としてできたよ、だけどローリングしていくんだと、今やっていることは次の計画に繋がるんだという進め方はありかなと思います。

<委員長>

ありがとうございます。今すぐ答えていただくということではないですので、今の意見を参考に、このスケジュールの間に、この計画を作るにはこういうこともやった、というのでもいいのかなと思います。またご検討をいただけたら。

<事務局>

ありがとうございます。今ちょうど包括支援センターで、ヘルパー事業所さんであるとか関係の場でも今後の施策や、計画の中身についても議題に上げて検討していただいたりしますので、確かに副委員長言われたように、地域福祉計画策定時には、職員動員によりワークショップを回らせてもらいました。今回の計画ではスケジュール的に少し難しいかなというところがありますので、今ある団体の会議等の場を活用させていただいて、出来る限り多くの声を聞かせていただけるように努力させていただきたいと思います。

<委員長>

よろしくお願いします。あと抜粋の方の提案をいただきましたが、すごく文字が多いので、抜粋版を作られる時は、もう少し出来るだけ文字は少なくしていただいて、市民の方が見やすいようにしていただきたいです。こんなに文字があるならもういいわという感じになるのは残念なので、出来るだけ読むのではなく見せるということを意識していただきたいです。皆さんがお手に取りられるのは概要版になると思うので、それは工夫いただきたいと思います。もう一つは、せっかく現状と課題というものを設けていただいたので、もう少しエビデンスがわかりやすいように、数字とか言葉だけのところもあったりするの、増減がわかりやすいように、客観的な資料で皆さん理解できるようなものを入れていただけるとわかりやすいと思いますので、工夫をいただけたらと思います。

<事務局>

ご意見ありがとうございます。

今日の説明用として抜粋している資料になっています。本冊の方についても、確かに文字が多いかなと思いますので、出来るだけ簡潔な表現になるように、中間案作成には考えたいと思います。先ほども申しましたように、他の課に作成をお願いする施策もありますので、他の課との書きぶりなども調整したいと思います。どうしても書かないといけない内容もありますので、見やすさを意識したいですが、文字の量についてはご理解いただきたいなと思います。本冊とは別に、概要版を使って説明することが多いので、そちらは見やすさをより意識して作成に取り組みたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

<委員長>

ありがとうございます。自分も年齢を重ねるごとに、読むのが嫌だなと思うこともありますので、おそらく高齢者が自分ごとと考えると、読むのはもういいと思われると思うので、そのあたりは是非意識をしていただけたらと思います。皆さんいろんな人に活用してもらえよう、せっかく公費を使って苦労して作成するものですので、一人でも多くの方

に手に取っていただいて見ていただけるものにしていただけたらいいと思いますので、是非よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

<委員>

人材の育成とか一人暮らしの対策をやっていかれると思うのですが、例えば専門職の研修などは、地域包括支援センターの実績報告にありましたが、ACP の研修をされたと、それで「そうかこんなのがあるんだ」で済んでしまったりするので、やっぱり伊賀市としてACP をどのように取り入れてほしいかということ、まず熱くやっていただきたいというところです。あとは一人暮らしについて、今、ここにはないが他ではあって、それを取り入れるのはどうしたら良いとか。例えば、他市に、24時間包括して面倒を見てくれる民間が実施するサービスがあります。施設の入所者がそのサービスを利用すると、緊急時に連絡すると病院に行ってくれたり、納骨支援をしてくれたりというものがあります。伊賀市にはそういうサービスがないと思うんですが、そういったサービスをどうやって伊賀市でも利用できるようにするのかなど、新規に取り組んでほしいと思います。2040 年を見据えたということですが、2040 年というと、自身が高齢者になる年代です。自分の学生の頃を思い返していると、受験戦争で大変な思いをしてやっと入ったと思ったら、大学在学中にバブルがはじけて一気に就職難になり、やっと就職したと思ったら、終身雇用が崩れて年齢が上がってくるといろんなハラスメントが生まれるなど大変な社会になってきて、マイナスばかり見ると損な年代だなと思ったりするんです。なので2040年の70歳くらいには、明るい未来を見せていただきたいと思いますので、熱く取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

<副委員長>

今はない企業ですが、私たちはその民間が実施するサービスがとても危険だと思い、伊賀には入ってきてほしくないという思いがあって、日常生活自立支援事業を始めとしてあらゆる対抗策を行ってきたんです。なので伊賀には入っていないのです。とはいえ、伊賀市内でも利用されている方はいて、家売り払われてしまい、その後すぐに亡くなられたという事例もありました。本当に良質な身元引受なり身元保証なりのサービスを提供しているところもあれば、大変危険なところもあるので、その見極めが非常に大事です。今、国もようやくそのことを察知して、身寄りのない人の新しい事業として組み立て、社会福祉協議会に実施を促されています。ところが財源がついていないので、どうするかというところではあるんですが、本当に必要性はあるんですが、やはり我が事として市民の方が捉えて、市民参加で解決していかないと難しいと思います。悪質なサービス団体もあるので見極めていかないといけないと思います。

<委員長>

そういった情報共有もしながら進めていけたらと思います。

<委員>

資料3の抜粋にも記載されていますが、国の基本方針が示されていると思いますが、その中の介護サービス基盤の計画的な整備というところで、今後の計画が出来上がる時に、伊賀市のどの地域で、介護サービスを皆さんが欲しているのかなどわかったりするの

ようか。この計画書は市民の皆さんも見られると思いますので、私ども介護サービス事業者も拝見させていただいています。どの地域でどのサービスに需要があるのかというのがわかれば、それに伴って介護サービス事業所がいろいろと変更してくると思いますので、もし計画があるようであれば教えていただきたいなと思います。

<事務局>

どの地域というのは難しいのですが、最終計画が出来上がる時は、今の計画にもありますように、サービスごとの見込みであるとか、当然推計させていただこうと思っております。今回の見直しのポイントは、社会福祉法の改正にあったように、中山間地域いわゆる過疎地域に対して、特別なサービスを設定することができるとなったと思いますが、そこについては、令和9年4月からの法改正ということもございますので、市としてはこの計画に乗せるのは難しいですが、さまざまな場面で実態を調査しながら、必要に応じて検討させてもらうという形になろうかなと今のところは考えています。

<委員>

ありがとうございます。

<委員長>

いかがでしょうか。あとご質問はよろしいでしょうか。

それではですね、長時間に及んでいろいろご審議いただきありがとうございました。最後に「その他」といたしまして、委員の皆様から何かございませんか。

<事務局>

それでは事務局の方から、改めて今後のスケジュールについて説明させていただきます。資料の策定スケジュールをご覧ください。

本日の8月19日が第2回の高齢者施策運営委員会ということで、今日の内容を踏まえ、第3回を10月23日に予定させていただいているのですが、それに向けて第10期である令和9年度から令和11年度の3年間における取り組みや事業を記載した第4章について、中間案の策定を進めていきます。次回10月23日午後2時からということで予定をさせていただいておりますので、その際中間案の内容について諮らせていただく予定です。お忙しいところですが、ご予定いただきますようお願いいたします。

高齢者施策運営委員会の前に、庁内連絡会議をさせていただきまして、その庁内連絡会議と高齢者施策運営委員会を経まして中間案を確定させていただき、市における庁議、そして議会の方で報告させていただいたうえで、パブリックコメントを実施させていただきます。最終的にパブコメを踏まえ、第4回の高齢者施策庁内連絡会議と高齢者施策運営委員会を経まして、最終案を確定させ、高齢者施策運営委員会から答申という形をいただき、計画の策定が完了となります。その完了した計画を市の庁議、議会報告という流れになっています。

第4回につきましては、スケジュール上では来年の1月頃とさせていただいておりますが、詳細は未定となっておりますが、次回第3回開催時にご案内できればと考えています。以上です。

<委員長>

ありがとうございます。いろいろ無理な願いをいたしまして申し訳ございませんでしたが、パブリックコメント実施時期の辺りに、ご意見をいただけるのが一番良いかと思えます。

<事務局>

努力いたします。

<委員長>

ありがとうございます。本日はたくさんのご意見をいただきありがとうございました。改めて進行を事務局にお返ししたいと思いますので、何かありましたらお願いいたします。

<事務局>

皆様、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。

令和8年度の事業計画の確定および次期計画の中間案作成に向け、ここから事務局による文章化や部局間の調整を本格的に進めてまいります。本日の協議でいただきましたご意見等につきましては、今後の次期計画策定にしっかりと活かしてまいりますので、引き続きご協力の程よろしくいたします。

次回の開催は、10月23日（金）14：00を予定しておりますので、ご出席をお願いいたします。開催内容等、詳細については、改めてご連絡させていただきます。

以上で、令和8年度第2回伊賀市高齢者施策運営委員会を終了します。

本日はありがとうございました。

16：00 終了